

令和7年度 一般廃棄物処理実施計画

関市告示第107号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法第137号。以下「法」という。）第6条第1項及び関市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年関市条例第26号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により、令和7年度の一般廃棄物処理実施計画（以下「本計画」という。）を次のとおり定める。

令和7年3月27日

関市長 山下清司

第1部 ごみ処理実施計画

1 処理区域 関市全域

計画収集人口及び世帯数（令和7年3月1日現在）

人 口	世帯数
83,688 人	36,500 世帯

2 計画期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 一般廃棄物の発生量（処理量）の見込み

(t/年)

一般廃棄物の区分		令和7年度見込み	令和5年度実績
燃やせるごみ		14,550	13,628
燃やせないごみ・粗大ごみ		2,665	2,118
がれき類等		28	29
有害ごみ		9	8
資源ごみ	びん類	395	412
	カン類	121	103
	ペットボトル	106	126
	白色食品トレイ	22	15
	小型電子機器	3	4
事業系ごみ		10,625	8,256
合計		28,524	24,699

4 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

項 目	概 要
ごみ減量化に係る処理装置の設置に関する補助	「関市生ごみたい肥化装置等購入補助金交付要綱」による。 目標値 生ごみたい肥化装置・生ごみたい肥化容器=50基 小枝落葉等粉碎機=85基（予算額）
資源集団回収事業奨励金	「関市資源集団回収事業奨励金交付要綱」による。 目標値 古紙回収見込量=1,100 t（予算額）

項 目	概 要
生ごみ発酵促進剤購入費補助	「生ごみ発酵促進剤購入費補助金の交付について」による。(予算) 目標値 ぼかし=2,000個 容器=30個 ミノール酵素=30個
草・剪定枝等の資源化	市の事業や自治会等で行う清掃活動で発生する草・剪定枝等は資源化する。ただし、これによりがたい場合は適正に処理する。 資源化施設=山友木材株式会社 処理見込量=40 t
缶・びん・ペットボトル・白色食品トレイの資源化	缶・びん・ペットボトル・白色食品トレイを分別収集し、クリーンプラザ中濃に引き渡し、資源化を図る。 処理見込量=645 t
イベント等による啓発	環境フェア、環境講座、環境教育での啓発
出版物等による啓発	ごみ収集カレンダーの発行、広報誌への掲載、動画配信およびホームページの活用、ごみ分別アプリの活用、家庭系ごみ分別帳の活用
自主的な取組みの促進	食品ロス削減の推進、ボランティア清掃の援助

5 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1) 生活系ごみ

種 類	収集方法	摘 要
燃やせるごみ	週2回 ステーション収集	指定ごみ袋による排出
燃やせないごみ	月1回 ステーション収集	指定ごみ袋による排出
粗大ごみ	戸別収集 月1回 ステーション収集 月1回	「粗大ごみシール」を添付し排出 事前に申込みが必要 粗大ごみは適正処理困難物以外の大型ごみで指定ごみ袋に入らないもの ただし、長さが2m以上、重さが60kg以上のものは自己搬入
がれき類等	直接搬入 毎週火曜日 午後1時～午後4時30分(祝祭日を除く)	クリーンプラザ中濃へ搬入 事前に申請が必要
資源ごみ(カン類)	月1回 ステーション収集	指定の容器に直接排出
資源ごみ(びん類)	月1回 ステーション収集	指定の容器に直接排出 生きびん・無色びん・茶色びん・その他の色びんに分別
資源ごみ(ペットボトル)	月1回 ステーション収集	指定の容器に直接排出 キャップ、ラベルを外し排出
資源ごみ(白色食品トレイ)	月1回 ステーション収集	指定の容器に直接排出
随時収集ごみ	申込みによる収集	ボランティア清掃等
蛍光管	施設開庁日拠点回収	拠点回収ボックスに直接排出
電池類	施設開庁日拠点回収	拠点回収ボックスに直接排出

種 類	収集方法	摘 要
使用済小型家電 ※1	施設開庁日拠点回収	拠点回収ボックスに直接排出 クリーンプラザ中濃へ搬入
インクカートリッジ	施設開庁日拠点回収	拠点回収ボックスに直接排出
特定家庭用機器再商品化法 施行令（平成10年政令378号） 及び同施行令の一部を改正 する政令（平成20年政令第3 67号）に定める特定家庭用機 器。エアコンディショナー、 テレビジョン受信機（ブラウ ン管式、液晶式、有機EL式、 プラズマ式）、電気洗濯機、 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、衣 類乾燥機	粗大ごみの戸別収集と同日	特定家庭用機器のうち小売業者に 引取り義務がなくリサイクル券取 得済みのもの 事前に申込みが必要

処理手数料については、条例に定めるものとする。収集区域及び収集予定日については「令和7年度ごみ収集計画」のとおり。

※1 使用済小型家電の対象品目については、次のとおり65品目とする。

下記の品目の内、回収ボックスに入るものを回収する。

（縦15cm未満、横40cm未満、奥行30cm未満のもの）

携帯電話・PHS	各種メーカーの携帯電話、PHS端末
パソコン	デスクトップパソコン、ノートパソコン、液晶モニター、タブレット端末
カメラ ビデオカメラ	カメラ、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ
電話機・ファクシミリ	電話機、ファクシミリ
録画・再生装置	DVDプレーヤー、HDDレコーダー、BDレコーダー/プレーヤー ビデオデッキ
音響機器	CDプレーヤー、MDプレーヤー、ラジオ、携帯音楽プレーヤー ICレコーダー、テープレコーダー、ヘッドホン/イヤホン、補聴器
記憶媒体	ハードディスク、USBメモリー、メモリーカード
電子書籍リーダー	電子書籍リーダー、電子辞書、電卓
健康グッズ	電子血圧計、電子体温計
理容機器	ドライヤー、ヘアアイロン、電気バリカン、電気かみそり 電気かみそり洗浄機、電動歯ブラシ
ゲーム機	据置型ゲーム機、ゲーム用コントローラ、携帯型ゲーム機 ミニ電子ゲーム、電子玩具
カー用品	カーナビ、カーテレビ、カーチューナ、カーステレオ、カーラジオ カーCDプレーヤー、カーDVDプレーヤー、カーMDプレーヤー カースピーカ、カーアンプ、VICS装置、ETC車載ユニット
その他対象品目	懐中電灯、時計、リモコン、キーボード、マウス、ACアダプタ ケーブル、充電器、プラグジャック

住民の協力事項

ごみを出すときは、分別し指定ごみ袋または容器に入れ、地区で指定する収集日当日の朝8時30分までにごみステーションに排出すること。

粗大ごみについては、地区で指定する収集日の5営業日前までにオンライン申請、もしくは収集日前開庁日の午後3時までに環境課・西部支所・各地域事務所の窓口で申込むこと。来庁できない場合は、収集日の1週間前までに環境課に電話で申込むこと。

引越し等で一度に多量のごみを排出する場合や市の収集に排出できない場合は、クリーンプラザ中濃に自己搬入するか、一般廃棄物に係る許可を有する業者に処理を依頼すること。

(2) 事業系ごみ

種 類	収集方法	摘 要
事業系一般廃棄物	ステーション収集 燃やせるごみ : 週2回 燃やせないごみ : 月1回	事業系一般廃棄物専用指定ごみ袋による排出 申請が必要

処理手数料については、条例に定めるものとする。収集区域及び収集予定日については「令和7年度ごみ収集計画」のとおり。

事業所の協力事項

ごみを出すときは、分別し指定ごみ袋に入れ、地区で指定する収集日当日の朝8時30分までにごみステーションに排出すること。

自己搬入をする場合は、クリーンプラザ中濃の受入れの指示に従うこと。

自己搬入以外で処理を行う場合は、一般廃棄物に係る許可を有する業者に処理を依頼すること。

(3) 市が処理をしないごみの例（緊急かつ特別の理由があるものを除く）

種 類	処理方法
消火器、バッテリー、プロパンガスボンベ、原動機付自転車、自動二輪車、トラクター、農機具、農薬、耐火金庫、廃油類など。	購入した販売店等にお尋ねください。
大型ごみで長さ約2m、重さ約60kgを超えるもの、一時多量ごみなど。	クリーンプラザ中濃へ直接搬入するか、一般廃棄物に係る許可を有する業者へ依頼してください。
特定小型家電に該当しないパーソナルコンピューター（資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令327号）に定める指定再資源化製品）	製造業者又は、一般社団法人パソコン3R推進協会にお問い合わせください。
タイヤ、パレット	購入した販売店等に尋ねるか、処分業の許可を有する業者へ依頼してください。
産業廃棄物、請負工事等での出るごみ	産業廃棄物として適正処理してください。
感染性一般廃棄物	感染性産業廃棄物に係る許可を有する業者へ依頼してください。

6 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 生活系ごみ

種類	収集運搬主体	中間処理		最終処分	
		主体	処理方法	主体	処理方法
燃やせるごみ	市 (一部委託、本計画7(2)による)	クリーンプラザ中濃	焼却	クリーンプラザ中濃	埋立等
燃やせないごみ		クリーンプラザ中濃	破砕焼却	クリーンプラザ中濃	埋立等
粗大ごみ		クリーンプラザ中濃	破砕焼却	クリーンプラザ中濃	埋立等
資源ごみ (カン類)		クリーンプラザ中濃	資源化 (選別)	—	—
資源ごみ (びん類)		クリーンプラザ中濃	資源化 (選別)	—	—
資源ごみ (ペットボトル)		クリーンプラザ中濃	資源化 (選別)	—	—
資源ごみ (白色食品トレイ)		クリーンプラザ中濃	資源化 (選別)	—	—
使用済小型家電 本計画5(1)による	市 国認定事業者	トヨキン株式会社	資源化 (選別)	—	—
リネットジャパン リサイクル株式会社の指定品 目による	排出者 国認定事業者	リネットジャパン リサイクル株式会社	資源化 (選別)	—	—
蛍光管	市	クリーンプラザ中濃	資源化 (破砕)	野村興産(株)	—
電池類		クリーンプラザ中濃	資源化 (選別)	野村興産(株) 一般社団法人JBRC	—
インクカートリッジ		ジット株式会社	資源化	—	—

種類	収集運搬主体	中間処理		最終処分	
		主体	処理方法	主体	処理方法
特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令378号）及び同施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第367号）に定める特定家庭用機器 本計画5(1)による	市 本計画7(3)による	特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に定める指定引き取り場所	資源化	—	—
がれき類	排出者（自己搬入）	クリーンプラザ中濃	選別	三重中央開発（株）（その他がれき類）	埋立等
木、草	許可業者 本計画7(3)による	山友木材株式会社	資源化（破砕）	—	—
木くず		関チップ工業株式会社			
廃タイヤ		東建テクロード株式会社			

引越し等で一度に多量のごみを排出する場合や市の収集に排出できない場合は、クリーンプラザ中濃への自己搬入、一般廃棄物に係る許可を有する業者への処理を依頼することができる。

(2) 事業系ごみ

種類 処理量見込	収集運搬主体	中間処理		最終処分	
		主体	処理方法	主体	処理方法
燃やせるごみ	市（一部委託、本計画7(2)による）	クリーンプラザ中濃	焼却	クリーンプラザ中濃	埋立等
燃やせないごみ	市（一部委託、本計画7(2)による）	クリーンプラザ中濃	破砕焼却	クリーンプラザ中濃	埋立等
木、草	排出者（自己搬入） 許可業者 本計画7(3)による	山友木材株式会社	資源化（破砕）	—	—
木くず		関チップ工業株式会社			
廃タイヤ		東建テクロード株式会社			

(3) その他

種類	収集運搬 主体	中間処理		最終処分	
		主体	処理方法	主体	処理方法
随時収集ごみ (ボランティア 清掃等)	市	クリーンプラザ中濃	破砕焼却	クリーンプラザ中濃	埋立等
小動物の死体 (飼い主等が 不明なもの)	市	クリーンプラザ中濃	焼却	クリーンプラザ中濃	埋立等
市が管理する公 園の清掃、地域 清掃、墓地清掃 、道路河川清掃 から出るごみ、 草、落ち葉、剪 定枝など	市	山友木材株式会社	資源化 (破砕)	—	—
		クリーンプラザ中濃	破砕焼却	クリーンプラザ中濃	埋立等

(4) 不法投棄された廃棄物の処理

市が管理する土地で不法投棄が発見または通報を受けた場合、行為者が不明のものについては市で処理する。

市以外で管理する土地で不法投棄が発見または通報を受けた場合、行為者が不明のものについては土地管理者を主体とし協力して処理する。

7 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1) 市または中濃地域広域行政事務組合が運営する施設

中間処理施設

施設名	所在地	施設の種類	処理能力	処理方式
クリーンプラザ中濃 ガス化溶融施設	関市下有知5960	ガス化溶融施設	168 t / 日	流動床式ガス化溶融炉
クリーンプラザ中濃 粗大ごみ処理施設	関市下有知5960	粗大ごみ処理施設	50 t / 5 h	衝撃剪断堅型回転破砕 方式
クリーンプラザ中濃 リサイクルプラザ	関市下有知5960	リサイクル施設	12 t / 日	主に手選別

最終処分場

施設名	所在地	埋立面積	埋立容量	埋立対象物	処理方式
クリーンプラザ中濃 一般廃棄物最終処分場	関市下有知5960	16,300㎡	125,700m ³	焼却残渣、破砕 不燃物、炉底不 適物、炉底砂	サンドイッチ工法

(2) 市が処理を委託等するもの

関市全域

分別種類	委託業務	処理委託先	所在地
がれき類 (コンクリート)	埋立等	三重中央開発株式会社 (その他がれき類)	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713番地

※関市はクリーンプラザ中濃に手続きを委託し、クリーンプラザ中濃から処理を委託。

関地域

分別種類	委託業務	委託先	所在地	使用車両台数
燃やせるごみ (関地域の一部) ※1	収集運搬	有限会社関環境サービス	関市倉知2629-5	6台
資源ごみ (カン、びん、白色食 品トレイ)				
資源ごみ (ペットボトル)	収集運搬	中央清掃株式会社	瑞穂市別府1259-1(本 社)	1台

※1 委託区域は桐谷、桐谷団地、桐谷ハイツ、桐谷台2丁目、四季の台、向山団地、東藤谷、藤谷台、赤尾、稲口、稲口中野、稲口警察官舎、前山、山田1号～山田7号、山田上組、虹ヶ丘第1～虹ヶ丘第5、虹ヶ丘南、津保川台第1～津保川台第6とする。

上之保地域・武儀地域・洞戸地域・板取地域

分別種類	委託業務	委託先	所在地	使用車両台数
資源ごみ (カン、びん、白色食 品トレイ、ペットボト ル)	収集運搬	美濃設備株式会社	美濃市極楽寺729-1	3台

武芸川地域

分別種類	委託業務	委託先	所在地	使用車両台数
燃やせるごみ 燃やせないごみ 粗大ごみ 資源ごみ (カン、びん、白色食 品トレイ、ペットボト ル)	収集運搬	有限会社梅村総業	美濃市蕨生1632-2	4台

(3) 一般廃棄物処理業許可業者（収集運搬）

関地域

業者名	所在地	営業所	許可内容
有限会社 関環境サービス	倉知2629-5	倉知2629-5	A C ※1
中央清掃 株式会社	瑞穂市別府1259-1	倉知1743	A C ※2
株式会社 中濃クリーンコンサル タント	戸田16-1	戸田16-1	B C D
株式会社 橋本	可児市下恵土一丁目39	八百津町野上455-1	B C D
有限会社 杉廣	美濃市曾代1065	美濃市曾代1065	B
臼井商店	美濃市神洞734-1	美濃市神洞734-1	B
株式会社 野々村商店	岐阜市則松2-157	瑞穂市野田新田3977	B ※3
中部メディカル 有限会社	名古屋市北区楠町喜惣治新 田340	名古屋市北区楠町喜惣治新 田340	B ※4
株式会社 美濃ラボ	海津市平田町今尾1195-1	海津市平田町今尾1195-1	B ※5

※1 営業区域は、Aのみ関地域西方面とする。

※2 営業区域は、Aのみ関地域東方面とする。

※3 営業区域は、イオン関店とする。

※4 営業品目は、胞衣、産汚物とする。

※5 営業区域及び品目は、岐阜医療科学大学から排出される実験動物の屍体及び糞マットとする。

上之保地域

業者名	所在地	営業所	許可内容
美濃設備 株式会社	美濃市極楽寺729-1	美濃市極楽寺729-1	A B C

武儀地域

業者名	所在地	営業所	許可内容
美濃設備 株式会社	美濃市極楽寺729-1	美濃市極楽寺729-1	A B C
株式会社 橋本	可児市下恵土一丁目39	八百津町野上455-1	B ※6

※6 営業区域は、ファミリーマート武儀下之保店、タイガレックス株式会社、東明金属株式会社とする。

武芸川地域

業者名	所在地	営業所	許可内容
美濃設備 株式会社	美濃市極楽寺729-1	美濃市極楽寺729-1	A ※7
有限会社 梅村総業	美濃市蕨生1632-2	美濃市蕨生1632-2	A ※8
株式会社 中濃クリーンコンサル タント	戸田16-1	戸田16-1	B C D
株式会社 橋本	可児市下恵土一丁目39	八百津町野上455-1	B C D

※7 営業区域は、武儀川以北、寺尾除くとする。

※8 営業区域は、武儀川以南、寺尾含むとする。

洞戸地域

業者名	所在地	営業所	許可内容
美濃設備 株式会社	美濃市極楽寺729-1	美濃市極楽寺729-1	A ※ 9
有限会社 梅村総業	美濃市蕨生1632-2	美濃市蕨生1632-2	A ※10
株式会社 中濃クリーンコンサルタント	戸田16-1	戸田16-1	B C D

※ 9 営業区域は、市場、片、菅谷、大野、黒谷、小坂、栗原、飛瀬、奥洞戸（尾倉・高賀・高見・小瀬見）とする。

※10 営業区域は、通元寺、木作、阿部とする。

板取地域

業者名	所在地	営業所	許可内容
美濃設備 株式会社	美濃市極楽寺729-1	美濃市極楽寺729-1	A B C ※11
有限会社 梅村総業	美濃市蕨生1632-2	美濃市蕨生1632-2	A B ※12
有限会社 岐北	各務原市各務西町一丁目 232	各務原市各務西町一丁目 232	A B ※13

※11 営業区域は、白谷、老洞、加部、生老、松谷、上ヶ瀬、岩本、九造、中切、田口、保木口とする。

C(特定家庭用機器)は、板取地区全域とする。

※12 営業区域は、門出北、門出南、松場、野口、杉原、杉島、島口、門原、三洞とする。

※13 営業区域は、川浦発電所建設工事に伴う現場事務所とする。

許可内容の区分

A	し尿・浄化槽汚泥
B	事業活動に伴う一般廃棄物
C	特定家庭用機器（エアコンディショナー、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式、有機EL式、プラズマ式）、電気洗濯機、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、衣類乾燥機）
D	市直営、委託分を除く生活系一般廃棄物 （引越し時のごみなど）

許可業者保有車両台数

業者名	保有車両	業者名	保有車両
有限会社 関環境サービス	11 台	株式会社 野々村商店	35 台
中央清掃 株式会社	9 台	中部メディカル 有限会社	2 台
株式会社 中濃クリーンコンサルタント	10 台	美濃設備 株式会社	27 台
株式会社 橋本	24 台	有限会社 梅村総業	10 台
有限会社 杉廣	3 台	有限会社 岐北	12 台
白井商店	2 台	株式会社 美濃ラボ	4 台

(4) 一般廃棄物処理業許可業者（処分業）

運営主体	所在地	営業所	対象物	処理能力
山友木材株式会社	上之保1902-1	倉知南50	木・草	35 t /日
関チップ工業有限公司	下有知5426-1	下有知5426-1	木くず	138.96t/日
東建テクロード株式会社	倉知3150-1	倉知3150-1	廃プラスチック類 (廃タイヤ)	4.56t/日
株式会社 橋本	可児市下恵土 一丁目39	尾太町41	食品残さ	36t/日

令和7年度 ごみ収集計画

【収集地区】

市内をA～Uの21地区に区分して収集する。

記号	地区名称	記号	地区名称	記号	地区名称
A	安桜1	H	桜ヶ丘	O	下有知
B	安桜2・倉知2	I	瀬尻	P	上之保地区
C	安桜3	J	倉知1	Q	武儀地区
D	旭ヶ丘1	K	富野・富岡	R	洞戸地区
E	旭ヶ丘2	L	千疋・広見・保戸島	S	板取地区
F	小金田1	M	田原（桜台を除く全地区）	T	武芸川 博愛小校区
G	小金田2	N	桜台	U	武芸川 寺尾・武芸小校区

【収集日】

① 可燃ごみ（概ね週2回収集）

収集日数：月曜日・木曜日…100日

火曜日・金曜日…100日

※特別収集日は以下のとおり。□は年末収集日

月木収集地区：7/21(月)・8/11(月)・10/13(月)・11/3(月)、24(月)・12/29(月)・1/12(月)

火金収集地区：12/30(火)

② 不燃ごみ（毎月1回収集）

別添「令和7年度 品目別ごみ収集日程」による。

※2/11(水) 特別収集日

③ 粗大ごみ（毎月1回収集）

別添「令和7年度 品目別ごみ収集日程」による。

④ 資源ごみ「カン・ビン・ペットボトル・白色食品トレイ」（毎月1回収集）

別添「令和7年度 品目別ごみ収集日程」による。

第2部 生活排水処理実施計画

1 処理区域 関市全域

2 計画期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 種類ごとの排出量の見込みと処理主体

種類	排出量の見込み(kl/年)	処理主体	
		収集運搬	処分
し尿	997	許可業者	・関市浄化センター ・岐北衛生センター (岐北衛生施設利用組合)
浄化槽汚泥	10,193		
合計	11,190	—	—

※許可業者については、本計画第1部7(3)によるものとする。

4 処理計画

(1) 生活排水の処理計画

種類	区域	人口(見込み)
下水道	関処理区、田原処理区、小金田処理区、広見・池尻処理区、武芸川処理区、洞戸処理区、川合・宮脇・船山処理区	73,416
農業集落排水処理施設	下迫間地区、千疋地区、保戸島地区、上迫間地区、志津野地区、神野地区、西神野地区、殿村・上野地区、富之保地区、中之保地区、武儀中央地区、下之保地区、西洞地区、大城地区、高沢地区、鳥屋市・行合地区、明ヶ島地区、白谷地区、中切地区、三友地区、板取中央地区、岩本地区	8,415
コミュニティ・プラント	千疋北・大平台地区	1,254
合併処理浄化槽	関市全域(上記以外)	977

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

ア 収集運搬計画

収集運搬する廃棄物の量の見込み、回数、方法

種類	量の見込み(kl/年)	収集形態	収集頻度	収集方法
し尿	997	許可業者で 収集	本計画(5)汲み取り年間日程 表による	戸別収集
浄化槽汚泥	10,193			

※許可業者については、本計画第1部7(3)によるものとする。

イ 中間処理計画

(ア) 処理施設の概要

管理主体	関市	岐北衛生施設利用組合
施設名称	関市浄化センター	岐北衛生センター
所在地	関市倉知 2005-1	山県市岩佐 1786
計画処理能力	40kl/日 (し尿：28kl/日、浄化槽汚泥：12kl/日)	70kl/日 (し尿：56kl/日、浄化槽汚泥：14kl/日)
希釈水の種類	下水道放流水(処理水)、地下水の混合	地下水
放流先	河川(津保川)	河川(武儀川)
稼動開始	昭和55年4月	昭和61年11月
処理方式	好気性消化処理方式+活性汚泥処理方式	高負荷酸化処理方式
処理地域	関地域、武儀地域、上之保地域、洞戸地域、板取地域(農業集落排水事業)	武芸川地域、洞戸地域、板取地域

(イ) 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

関市浄化センター

搬入者	項目	量の見込み (kl/年)	令和5年度実績 (kl/年)	使用車両台数
有限会社関環境サービス	し尿	321	375.98	4台
	浄化槽汚泥	2,819	2,899.75	
中央清掃株式会社	し尿	270	289.55	6台
	浄化槽汚泥	2,813	2,664.79	
美濃設備株式会社	し尿	46	53.32	8台
	浄化槽汚泥	3,495	3,027.07	
有限会社 梅村総業	し尿	0	0	8台
	浄化槽汚泥	108	0	

岐北衛生センター

搬入者	項目	量の見込み (kl/年)	令和5年度実績 (kl/年)	使用車両台数
美濃設備株式会社	し尿	252	287.64	12台
	浄化槽汚泥	981	1,283.58	
梅村総業有限会社	し尿	109	116.64	7台
	浄化槽汚泥	574	612.18	
有限会社岐北	し尿	0	0	4台
	浄化槽汚泥	0	0	

(ウ) 処分の方法

関市浄化センター：脱水汚泥を併設する下水道処理施設、脱水し渣をクリーンプラザ中濃で焼却処分。

岐北衛生センター：脱水汚泥、脱水し渣を山県市クリーンセンターで焼却処分。

(3) 住民に向けての広報、啓発活動

ア 浄化槽の適正な維持・管理の啓発

イ 合併処理浄化槽の設置に係る費用助成

ウ 公共下水道への接続の促進

(4) 浄化槽清掃業者

関地区

業者名	所在地	営業所	備考
有限会社 関環境サービス	倉知2629-5	倉知2629-5	※1
中央清掃 株式会社	瑞穂市別府1259-1	倉知1743	※2

※1 営業区域は、関地域西方面とする。

※2 営業区域は、関地域東方面とする。

上之保地区・武儀地区

業者名	所在地	営業所	備考
美濃設備 株式会社	美濃市極楽寺729-1	美濃市極楽寺729-1	

武芸川地区

業者名	所在地	営業所	備考
美濃設備 株式会社	美濃市極楽寺729-1	美濃市極楽寺729-1	※3
有限会社 梅村総業	美濃市蕨生1632-2	美濃市蕨生1632-2	※4

※3 営業区域は、武儀川以北、寺尾除くとする。

※4 営業区域は、武儀川以南、寺尾含むとする。

洞戸地区

業者名	所在地	営業所	備考
美濃設備 株式会社	美濃市極楽寺729-1	美濃市極楽寺729-1	※5
有限会社 梅村総業	美濃市蕨生1632-2	美濃市蕨生1632-2	※6

※5 営業区域は、市場、片、菅谷、大野、黒谷、小坂、栗原、飛瀬、奥洞戸（尾倉・高賀・高見・小瀬見）とする。

※6 営業区域は、通元寺、木作、阿部とする。

板取地区

業者名	所在地	営業所	備考
美濃設備 株式会社	美濃市極楽寺729-1	美濃市極楽寺729-1	※7
有限会社 梅村総業	美濃市蕨生1632-2	美濃市蕨生1632-2	※8
有限会社 岐北	各務原市各務西町一丁目 232	各務原市各務西町一丁目 232	※9

※7 営業区域は、白谷、老洞、加部、生老、松谷、上ヶ瀬、岩本、九造、中切、田口、保木口とする。

※8 営業区域は、門出北、門出南、松場、野口、杉原、杉島、島口、門原、三洞とする。

※9 営業区域は、川浦発電所建設工事に伴う現場事務所とする。

(5) 汲み取り年間日程表

関地域「西方面」 有限会社関環境サービス

地 区	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小瀬、池尻、広見、緑ヶ丘、緑町	1	1	2	1	1	1	1	4	1	5	2	2
小屋名、下白金、山田、千疋北、巾、側島、倉知、 稲口	2	2	3	2	4	2	2	5	2	6	3	3
下有知、東志摩、日ノ出町、平和通	3	7	4	3	5	3	3	6	3	7	4	4
桐谷台一丁目、桐谷台二丁目	4	8	5	4	6	4	6	7	4	8	5	5
予備日（全地区）	7	9	6	7	7	5	7	10	5	9	6	6

関地域「東方面」 中央清掃株式会社

地 区	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
仲町、吉野町、東町、東山、黒屋、塔ノ洞、	1	1	2	1	1	1	1	1	1	12/26	2	2
平賀町（月2回/1）、花園町、大平町、観音前	1	1	2	1	1	1	1	1	1	12/26	2	2
宮地町、関口町、東門前町、西町、住吉町、 末広町、吉田町、吾妻町、出来町、西旭ヶ丘、 長住町、長谷寺町	2	2	3	2	4	2	2	4	2	12/26	3	3
肥田瀬	3	2	3	3	4	3	2	4	2	12/29	3	3
下有知	3	2	3	3	4	2	2	4	2	12/29	3	3
寺田	4	7	4	4	5	5	3	5	4	5	5	5
大杉、西田原、東田原、迫間	7	7	6	7	7	6	6	6	5	6	6	6
寿町、春里町（月2回/1）	7	8	6	7	7	6	7	6	9	6	6	7
本郷町、西本郷通、円保通、旭ヶ丘、東新町、 市平賀	8	8	9	8	8	9	7	7	9	9	9	10
東山、平賀町（月2回/2）	15	15	13	15	12	12	15	14	15	15	13	13
小野、寺前、志津野、長坂、小坂、八神	16	16	16	16	16	16	16	17	16	16	16	17
坊地、西神野、本郷（富野）、中央、小野	16	16	16	16	16	16	16	17	16	16	16	17
寿町、春里町（月2回/2）、新堀町、弥生町、桜 ヶ丘	21	21	23	22	21	22	21	21	23	21	20	19
天徳町、豊岡町、鋳物師屋、朝倉町、上利町、 相生町、大門町、神明町、稲河町、泉町、豊川町、 南町、欠ノ下	21	21	23	22	21	22	21	21	23	21	20	19

上之保地域 美濃設備株式会社

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
上之保全地域	1	7	2	1	1	1	1	4	1	5	2	2

武儀地域（富之保、中之保、下之保地区） 美濃設備株式会社

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
武儀全地域	2	7	3	1	4	1	2	4	2	5	3	2

武芸川地域（武儀川以北、寺尾除く） 美濃設備株式会社

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
金屋、洞、桶森、市場、小知野	7	8	5	7	6	4	7	7	4	8	5	5
小知野、八幡、高野、跡部	22	22	19	23	22	19	23	20	18	22	19	23

武芸川地域（武儀川以南、寺尾含む） 有限会社梅村総業

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
跡部、平、宇多院、一色	14	19	16	14	18	9	20	11	9	19	10	10
寺尾、森本	22	27	24	28	26	30	28	25	22	27	24	30

洞戸地域 美濃設備株式会社

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小瀬見、高見、高賀、尾倉	2	2	3	3	4	2	2	5	2	6	3	3
尾倉、飛瀬	9	12	9	9	8	9	9	11	8	13	9	10
栗原、上町、本町、山根、登里、川端、仲瀬、赤祖父、片	17	20	17	17	20	17	21	18	16	20	17	18
片、小坂、大野、黒谷、下菅谷、上菅谷	24	26	24	28	26	25	28	25	23	27	24	25

洞戸地域 有限会社梅村総業

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
阿部、木作、通元寺	21	26	23	22	25	29	27	18	16	26	17	23

板取地域 美濃設備株式会社

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
白谷、加部、老洞、生老、松谷、上ヶ瀬、岩本九造、中切、田口、保木口	15	15	12	15	18	12	16	14	11	16	13	16

板取地域 有限会社梅村総業

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
門出南、門出北、松場、野口、杉原、杉島、島口、門原、三洞	21	26	23	22	25	29	27	18	16	26	17	23